

UBS 公益・金融社債ファンド(為替ヘッジなし) 愛称:めばえ

追加型投信／内外／債券



第110期決算のお知らせ

『UBS公益・金融社債ファンド(為替ヘッジなし)愛称:めばえ』は、2020年9月10日に決算を迎えました。

当期は、市況動向や基準価額の水準を考慮し、分配金を下記の通り引き下げることに決定しましたので、お知らせいたします。

詳細につきましては、次ページ以降の「分配金引き下げ」に関するQ&Aをご参照いただけますようお願いいたします。

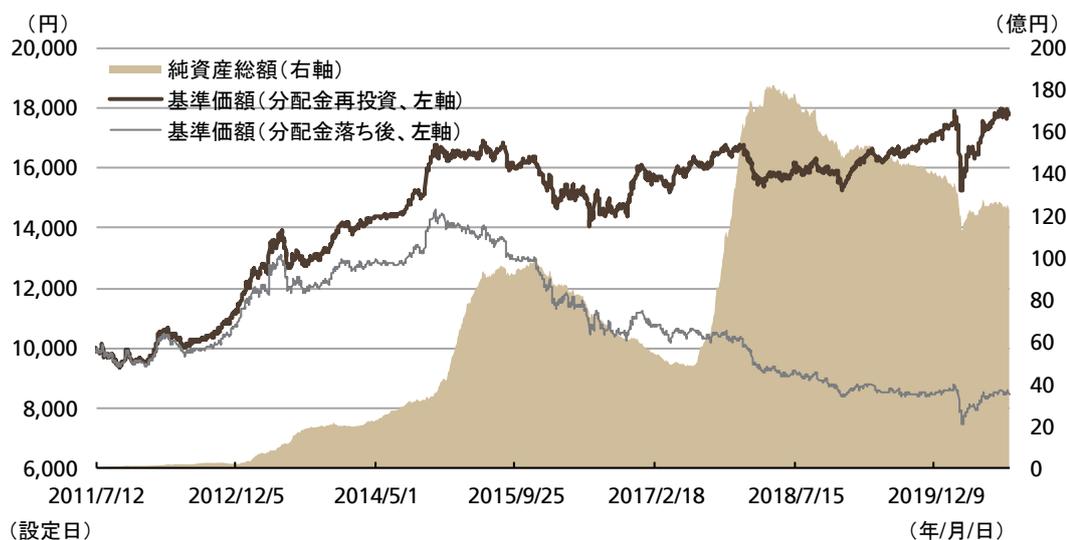
■第110期:2020年8月12日～2020年9月10日

前期分配金 (1万口当たり、税引前)	今期分配金 (1万口当たり、税引前)	設定来分配金 累計	当期期末基準価額 (分配金落ち後)
40円	→ 30円	7,920円	8,461円

※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。

「めばえ」設定来の基準価額と純資産総額の推移

(2011年7月12日～2020年9月10日)



※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

「分配金引き下げ」に関するQ&A

Q1: 分配金を引き下げた理由を教えてください。

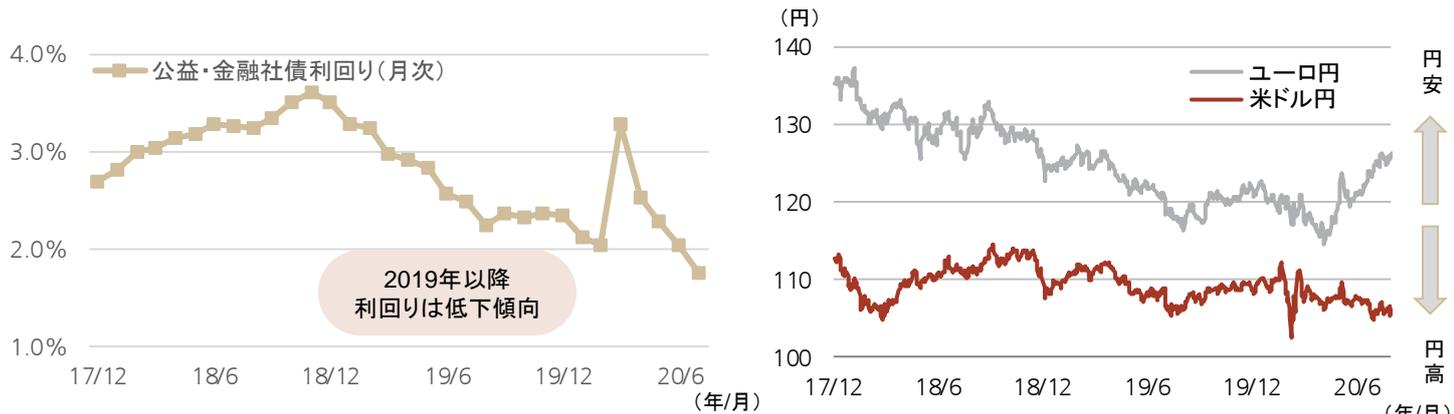
A1:

現在の基準価額水準、配当等収益や分配対象額の状況、市況動向などを総合的に勘案した結果、安定した分配金のお支払いの継続と信託財産の成長を目指すために、毎月の分配金額を従来よりも抑えることといたしました。

なお、分配金が引下げられても、その引下げ相当分はファンドに留保されるため、ファンドの運用収益に直接影響はございません。

当ファンドが投資する公益・金融社債は、2019年以降、米国の利下げや欧州の量的金融緩和の再開などを受けて利回りが低下しました。2020年以降は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大や原油価格の急落を受けて公益・金融社債の利回りは一時的に上昇したものの、その後は、打撃を受けている経済の下支えのため、各国が利下げをはじめとする積極的な金融緩和を行ったことで、公益・金融社債の利回りは再び低下しました。為替市場では、米国の利下げやリスク回避の動きからドル安円高となり、当ファンドの基準価額の上値を抑える結果となりました。こうした環境下、当ファンドの分配対象額が減少しています(5ページQ6ご参照)。そのため、現在の水準での分配金支払いを継続することが困難と判断し、当期の分配金を現状の利回り環境等を勘案した水準に調整することとしました。今回分配金を引き下げることにより、分配にあてなかった利益を運用することで、信託財産の成長と安定的な収益とのバランスの取れた運用を目指します。

■公益・金融社債の利回り推移(2017年12月末～2020年7月末) ■為替市場の推移(2017年12月末～2020年8月末)



出所: リフィニティブ 公益・金融社債: ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合社債インデックスから、公益・通信・エネルギー・運輸・金融各セクターを、2020年7月末の各セクターの構成比率(ただし金融は25%)に基づきUBSアセット・マネジメントが合成。

■設定来の基準価額の推移(2011年7月12日～2020年9月10日)



※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。
 ※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

Q2: 分配を引き下げたのは運用成績の影響ですか？

A2:

当ファンドの支払い分配金を加味した設定来のトータル・リターンは+76.36% (2020年8月末) となっており、今回分配金を引き下げたのは運用成績の影響とは必ずしもいえません。運用成績は基準価額の値動きと、受け取った分配金の両方を合わせたトータル・リターンで判断する必要があります。また、ファンドの運用成績は分配金の多い、少ないだけで判断は出来ないといえます。

分配金は投資信託の純資産から分配対象額の範囲内で支払われます。分配金額の多い、少ないというのは、運用で得た収益などをどのように配分するか、つまり、分配金としてお支払いするか、ファンドに内部留保し運用を続けるかの違いであり、必ずしも運用成績を反映するものではありません。ファンドの運用成績は、基準価額の値動きと受け取った分配金を合わせた総合的な収益率(トータル・リターン)で判断する必要があります。

当ファンドの トータル・リターン (2020年8月31日)	過去1年	過去3年	過去5年	設定来
収益率	6.29%	8.90%	8.99%	76.36%

※ファンドのトータル・リターンは基準価額(分配金再投資)で計算しています。※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。※基準価額の収益率と実際の投資家利回りは異なります。 ※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

Q3: 分配金を引き下げた分はどうなりますか？

A3:

引き下げた分の相当額はファンドの純資産として留保され、分配落ち後の基準価額に反映されます。

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額分基準価額は下がります。

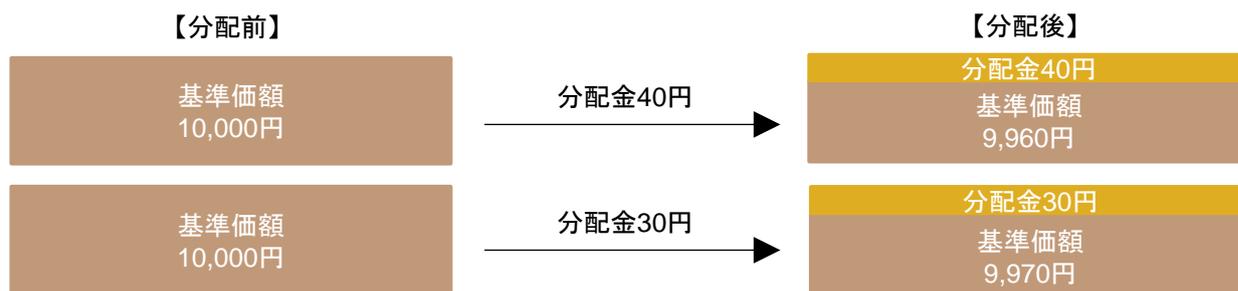
今回、分配金を40円から30円に引き下げましたが、引き下げた10円相当分は、ファンドの純資産に留保され、分配落ち後の基準価額に反映されるため、分配金が40円の場合に比べて理論上基準価額が10円高くなります。

分配金と分配落ち後の基準価額の合計は、分配金の額にかかわらず分配落ち前の基準価額と同じであり、分配金の引き下げが受益者にとって不利益になるものではありません。

■ 投資信託で分配金が支払われるイメージ



■ 基準価額と分配金の関係のイメージ



※ 分配金は、1万口当たり、課税前の金額で表示しています。課税による影響は考慮しておりません。
 ※ 上記は、イメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。分配金は、決算日に基準価額水準、市況動向などを考慮して委託会社が決定します。その水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

Q4: ファンドの運用状況(基準価額変動の要因)について教えてください。

A4:

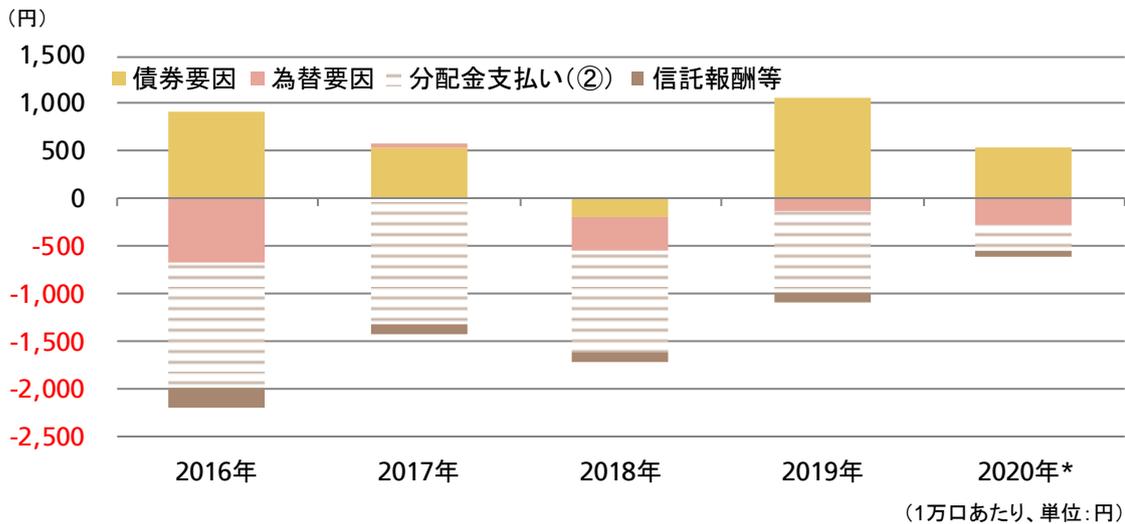
2016年以降の基準価額の変動要因を年ごとに分解すると、債券要因(債券価格、利息)は概ねプラスとなっています。一方、為替要因が概ねマイナスとなったほか、分配金のお支払いも基準価額のマイナス要因となっています。

2016年以降の基準価額の変動要因としては、以下のような特徴が挙げられます。

年	基準価額の変動要因	債券変動の主な背景
2016年	(+)債券要因 (-)為替要因 (-)分配金支払い	(+)原油価格反転、米国の利上げ見通しの後退などを背景とした信用スプレッド(上乘せ金利)の縮小 (-)米ドル安、ユーロ安
2017年	(+)債券要因 (-/+)為替要因 (-)分配金支払い	(+)企業業績の改善および景気回復を背景とした信用スプレッド(上乘せ金利)の縮小 (+)ユーロ高
2018年	(-)債券要因 (-)為替要因 (-)分配金支払い	(-)FRBによる利上げ加速観測、好調な経済指標を背景とした米国金利上昇 (-)米中貿易摩擦深刻化懸念 (-)米ドル安、ユーロ安
2019年	(+)債券要因 (-)為替要因 (-)分配金支払い	(+)世界的な景気減速懸念やFRBによる利下げを受けた先進国金利の低下 (-)米ドル安、ユーロ安
2020年*	(+)債券要因 (-)為替要因 (-)分配金支払い	(+)新型コロナウイルス感染拡大・経済低迷による各国の利下げや金融緩和を背景とした金利の低下、欧米中央銀行による社債の購入 (-)米ドル安

*2020年8月31日時点

■当ファンドの基準価額変動の要因分析(1万口当たり、2016年~2020年*)



(1万口あたり、単位:円)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年*
債券要因	906	535	-199	1,060	535
為替要因	-675	55	-347	-120	-272
信託報酬等	-205	-114	-100	-102	-63
上記合計(①)	26	476	-646	837	200
分配金支払い(②)	-1,320	-1,320	-1,075	-865	-280
基準価額変動要因合計(①+②)	-1,294	-844	-1,721	-28	-80

*2020年7月31日時点

要因分析はあくまで試算です。
 信託報酬等には基準価額の要因分析の際に生じる残差が含まれます。
 上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

Q5: 今後、分配金が変更になることはありますか？

A5:

今後、市場環境の変化等により、見直しが必要であると判断された場合には変更されることがあります。

分配金額は収益分配方針に基づき、基準価額の水準や市場動向、また分配対象額の水準などを総合的に勘案して決定します。

今後、市場環境の変化等により見直しが必要であると判断される場合には、変更になることがあります。

Q6: 分配対象額について教えてください。

A6:

第108期末の翌期繰越分配対象額(1万口当たり、分配落ち後)は464円となっています。
運用報告書記載の直近5期の分配金概況(1万口当たり、税引前)は以下の表の通りです。

項目	第104期 2020年3月10日	第105期 2020年4月10日	第106期 2020年5月11日	第107期 2020年6月10日	第108期 2020年7月10日
当期分配金	40円	40円	40円	40円	40円
当期の収益	12円	14円	13円	20円	18円
当期の収益以外	27円	25円	26円	19円	21円
翌期繰越分配対象額	558円	532円	505円	486円	464円

「当期の収益」は「①経費控除後の配当等収益」および「②経費控除後の有価証券売買等損益」から分配に充当した金額です。

「当期の収益以外」は、「③収益調整金」および「④分配準備積立金」から分配に充当した金額です。

①経費控除後の配当等収益

債券等から獲得した利子ならびに株式の配当金等の収益から経費を控除した額。
原則として定期的にファンドに計上されるため、分配金の収益源として最も確実なもの。

②経費控除後の有価証券売買等損益

株式、債券、為替等の値上がり益から経費を控除した額。
市況動向によって大きく変動するため、分配金の収益源としては不安定なもの(マイナスになることがあります)。

③収益調整金

投資信託で追加設定が行われることによって、既存の投資者の分配可能原資が薄まらないようにするために設けられたもの。
当該期間中に発生するものもあり、その分も当期の分配可能原資となります。

④分配準備積立金

前回の決算日までに獲得した上記の①および②のうち、分配金として支払わなかった額を積み足したもの。

Q7: 今後の市場見通しを教えてください。

A7:

新型コロナウイルスの感染第2波が懸念される中でも、投資適格社債市場は堅調さを維持しています。市場では、2021年の前半には新型コロナウイルスのワクチンが開発されるとの期待が強く、それまでは政府・中央銀行による一連の対策が景気を下支えするとの見方が優勢です。

加えて、主要な中央銀行による社債買い入れの継続や、低金利環境下で利回りを求める投資家の動きが、投資適格社債市場を下支えすると見込まれます。

主要中央銀行による社債購入の継続がサポート材料

- 市場の値動きの不安定化、また業績面では数四半期にわたる収益性の低下やキャッシュフローの減少など、新型コロナウイルス問題による影響は当面継続すると予想されます。
- 市場では、2021年の前半には新型コロナウイルスのワクチンが開発されるとの期待も強く、それまでは、政府・中央銀行による一連の対策が景気を下支えするとの見方が優勢です。
- 悲観的な経済シナリオとなった場合でも、社債市場は、長期的な低金利環境とFRBなどによる積極的な資産購入によって下支えされると見えています。
- 特に投資適格債は、中銀の社債買い入れが継続される中で、最も大きな恩恵を受けており、安全資産としてサポートされる可能性が高いと思われます。
- 投資適格で財務状況の健全な企業はこうした難局を乗り切ることが可能と考えています。

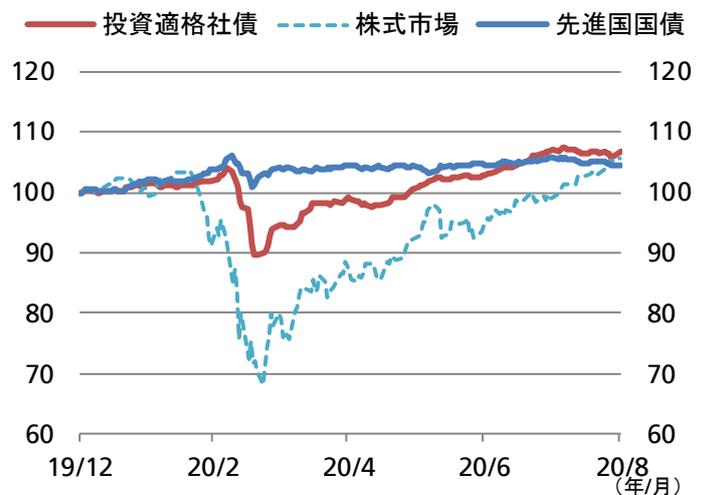
利回り面での魅力が投資適格債市場を下支え

- 引き続きより高い利回りを求める投資家の動きが、米ドル建て債券を中心に投資適格社債への需要を促すと期待されます。
- また、多くの企業が財務の改善に向けて負債圧縮に着手し始めていることも、投資適格社債市場を下支えすると期待されます。
- 一方で、世界経済の減速懸念が投資家心理に悪影響を及ぼす可能性には、引き続き留意が必要と考えます。

為替相場について

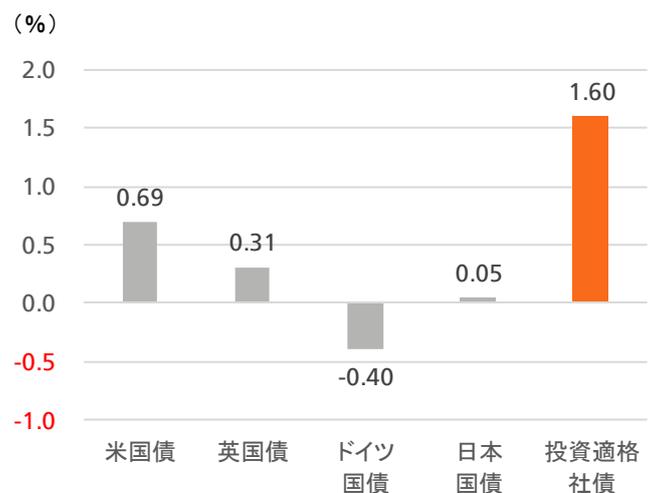
- 米ドル円相場は、米連邦準備理事会(FRB)のハト派的な姿勢が引き続きドル売り圧力となる一方で、経済回復への期待からリスク選好モードが強まる中、方向感の出にくい展開が予想されます。
- ユーロ円相場は、投資家のリスク選好姿勢と欧州復興基金案の合意を受けた欧州連合(EU)と単一通貨ユーロの持続可能性への信頼感が継続し、対円でユーロは上昇基調を維持すると見えています。

■各資産推移(2019年12月末~2020年8月末、米ドルベース)



出所:リフィニティブ
 投資適格社債:ブルームバーグ・パークレイズ・グローバル総合社債指数
 株式市場:MSCIワールド指数
 先進国国債:FTSE先進国国債指数 指数はすべてトータルリターン指数

■各資産の利回り(2020年8月末)



出所:リフィニティブ
 投資適格社債:ブルームバーグ・パークレイズ・グローバル総合社債指数
 各国国債:10年債利回り

収益分配金に関する留意事項

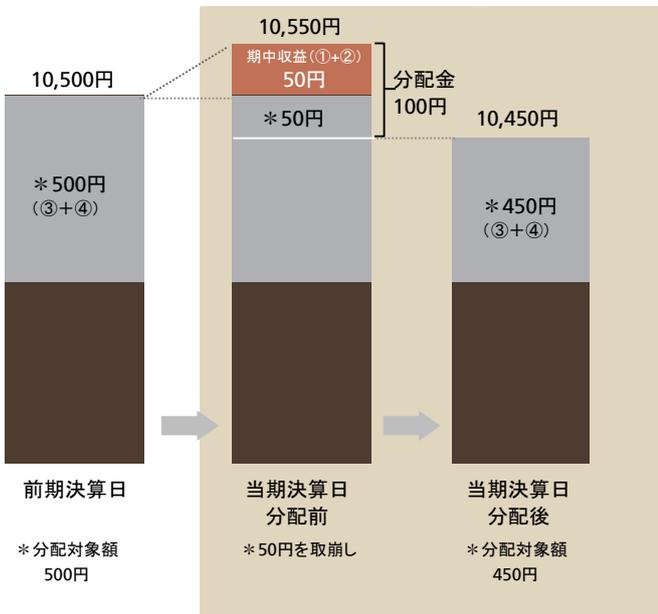
◎ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



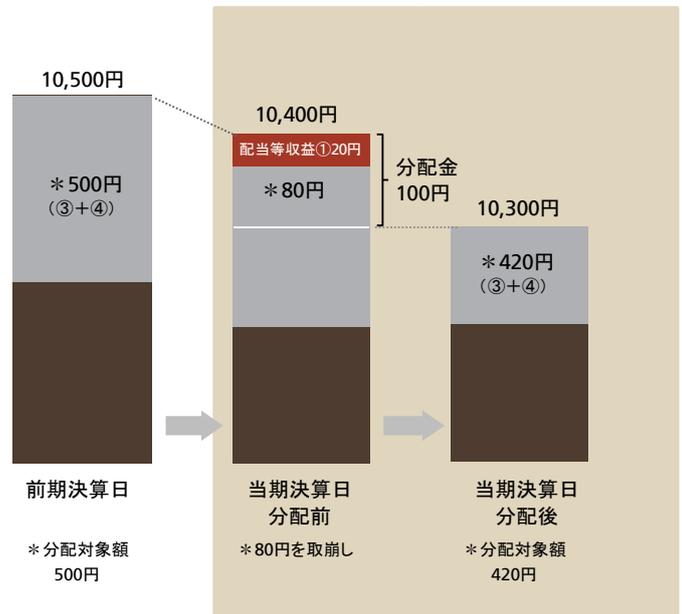
◎ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】

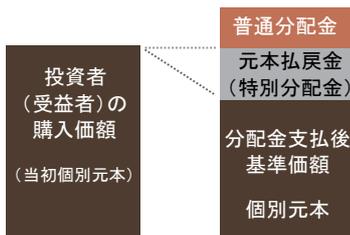


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

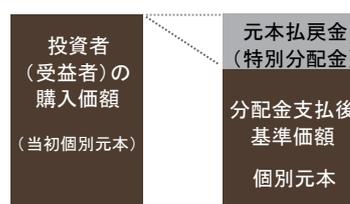
◎ 投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

ファンドの特色

■日本を含む世界の投資適格*の「公益・金融」企業の発行する社債を実質的な投資対象とします。

■原則として為替ヘッジを行いません。

■毎月決算**を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

*当ファンドが投資対象とするマザーファンドは、BBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資します。BB格相当以下の銘柄の購入は行いませんが、購入後の格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

**毎月10日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。

ファンドの主なリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

1. 公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは公社債へ投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動(金利変動リスク)および発行体の信用力の変化(信用リスク)の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

2. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

3. 為替変動リスク

組入資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向へ進んだ場合には基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

・[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込メモ

設定日	2011年7月12日
信託期間	無期限
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。
収益分配	毎月(年12回)の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
購入単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
購入・換金不可日	ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受け付けは行いません。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 2.2%(税抜2.0%)以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に、 0.15% の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用									
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に 年率1.155%(税抜年率1.05%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下のとおりです。(税抜、年率表示) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">委託会社</td> <td style="text-align: center;">0.50%</td> <td style="text-align: center;">委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">販売会社</td> <td style="text-align: center;">0.50%</td> <td style="text-align: center;">購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受託会社</td> <td style="text-align: center;">0.05%</td> <td style="text-align: center;">運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </table> ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社から受取る報酬から支払われます。	委託会社	0.50%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価
委託会社	0.50%	委託した資金の運用の対価									
販売会社	0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価									
受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価									
	その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">監査費用</td> <td style="text-align: center;">監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印刷費用等</td> <td style="text-align: center;">法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等</td> </tr> </table> 実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">売買委託手数料</td> <td style="text-align: center;">有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う 手数料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保管費用</td> <td style="text-align: center;">海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用</td> </tr> </table> ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う 手数料	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用	
監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用										
印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等										
売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う 手数料										
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用										

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの関係法人

委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
マザーファンドの 投資顧問会社	UBS アセット・マネジメント(UK)リミテッド
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社

商号等		加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第21号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2938号	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
株式会社鳥取銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第3号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○	

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもありません。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。